

懸賞金付スーパー定期預金規定

1. [懸賞金付抽選権]

懸賞金付スーパー定期預金(以下「この預金」といいます。)には、1口(10万円)につき、1本の懸賞金抽選権をつけます。その抽選番号は、証書または通帳記載のとおりとします。

2. [預金の支払時期]

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に支払います。

3. [自動継続]

(1)この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3)継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4. [利息]

(1)この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項について同じです。)から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率(継続後の預金については、第3条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)継続を停止した場合この預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は上記(2)により計算します。

(4)この預金を「定期預金規定(共通規定)」第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預金期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

《2024年7月1日以降に預入された定期預金》

① 6ヶ月未満 約定利率×5%

② 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%

《2024年6月30日以前に預入された定期預金》

① 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率

② 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. [懸賞金]

(1)証書または通帳記載の抽選番号が当選したときは、商品案内記載の等級に応じた懸賞金を満期日以後にこの預金および利息とともに支払います。

(2)この預金は満期日の前には解約できません。当行がやむをえないものと認めて解約する場合は、懸賞金抽選権は失効します。

以上